

感謝状の贈呈要領

平成 27 年 4 月 5 日 第 81 回理事会了解

平成 27 年 1 月 19 日 第 194 回理事会一部改正

この要領は、「感謝状贈呈要綱（平成 27 年 4 月 5 日理事会決定）」（以下「要綱」という。）に定める感謝状の贈呈に関する実施上の細目を定める。

第一 贈呈基準

要綱に定める贈呈基準により被贈呈候補者の選定は、おおむね、次による。

1. 国の行政機関職員の場合は、廃棄物・清掃行政に長年勤務し、且つ、課長以上の職にあった者で、その職を離れた者を対象とする。
2. 学識経験者の場合は、本会の調査研究事業に 5 年以上にわたり積極的に参画し、且つ、委員長以上の職にあった者で、その職を離れた者を対象とする。
3. 会員の場合は、長年にわたり、次の各号の一に該当して、本会の組織運営に積極的に参画し、その職を離れた者を対象とする。
 - (1) 役員（理事・監事）または評議員の場合は、おおむね 5 年以上在職した者
 - (2) 地区協議会幹事長または賛助会員協議会幹事長の場合は、おおむね 5 年以上在職した者
 - (3) 委員長の場合は、委員におおむね 5 年以上在職し、その間に委員長を務めた者
4. 前各項に掲げる者のほか、本会への特別の協力または功績に関して、次の各号の一に該当する者で、その職を離れた者を対象とする。
 - (1) 本会の委員会の運営に参画し、且つ、委員長の職を経歴した者で、その間に定款、組織、規則等の改正など特に重要な課題の処理の取りまとめに尽力があった者
 - (2) 本会の委員会、調査研究等の事業におおむね 7 年以上参画した者
 - (3) 本会に多額の資産の寄附等を行った者
 - (4) その他、会の謝意を表すべき本会への特別の協力に該当する者

第二 被贈呈候補者の推薦

被贈呈候補者の推薦は、理事または各地区協議会幹事長が行う

第三 贈呈の方法等

1. 感謝状は、贈呈の理由を表現し、会長名による。
2. 感謝状には、副賞として、記念品を添える。